

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成23年3月末・速報）

目 次

表1	新受人員	
表1-1	罪名別の新受人員	1
表1-2	庁別の新受人員	2
表2	終局人員	
表2-1	罪名別の終局人員	3
表2-2	庁別の終局人員	4
表3	選任手続の概況	5
表4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	5
表5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続 期日の前と当日別）	6
表6	選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳	6
表7	選任された裁判員及び補充裁判員の総数	7
表8	職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数	7
表9	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日 まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	7
表10	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	7
表11	審理期間	
表11-1	審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び 平均審理期間（自白否認別）	8
表11-2	実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の 分布（自白否認別）	8
表12	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	8
表13	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	9

表1 新受人員

表1-1 罪名別の新受人員

総数		3,377
強盗致傷		847
殺人		701
現住建造物等放火		311
覚せい剤取締法違反		281
傷害致死		247
(準)強姦致死傷		220
強盗強姦		188
(準)強制わいせつ致死傷		180
偽造通貨行使		102
強盗致死(強盗殺人)		102
危険運転致死		36
通貨偽造		35
逮捕監禁致死		34
集団(準)強姦致死傷		19
保護責任者遺棄致死		18
銃砲刀剣類所持等取締法違反		18
組織的犯罪処罰法違反	※注5	11
麻薬特例法違反	※注6	8
爆発物取締罰則違反		6
麻薬及び向精神薬取締法違反		4
身代金拐取		3
その他		6

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
- 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
- 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 7 速報値である。

表1-2 庁別の新受人員

総数	3,377
東京地裁本庁	309
東京地裁立川支部	123
横浜地裁本庁	144
横浜地裁小田原支部	25
さいたま地裁本庁	166
千葉地裁本庁	357
水戸地裁本庁	80
宇都宮地裁本庁	49
前橋地裁本庁	57
静岡地裁本庁	14
静岡地裁沼津支部	40
静岡地裁浜松支部	19
甲府地裁本庁	21
長野地裁本庁	31
長野地裁松本支部	18
新潟地裁本庁	41
大阪地裁本庁	277
大阪地裁堺支部	96
京都地裁本庁	64
神戸地裁本庁	104
神戸地裁姫路支部	33
奈良地裁本庁	19
大津地裁本庁	43
和歌山地裁本庁	32
名古屋地裁本庁	158
名古屋地裁岡崎支部	42
津地裁本庁	25
岐阜地裁本庁	54
福井地裁本庁	12
金沢地裁本庁	23
富山地裁本庁	12

広島地裁本庁	63
山口地裁本庁	17
岡山地裁本庁	64
鳥取地裁本庁	10
松江地裁本庁	5
福岡地裁本庁	131
福岡地裁小倉支部	32
佐賀地裁本庁	15
長崎地裁本庁	21
大分地裁本庁	22
熊本地裁本庁	30
鹿児島地裁本庁	44
宮崎地裁本庁	18
那覇地裁本庁	39
仙台地裁本庁	54
福島地裁本庁	10
福島地裁郡山支部	41
山形地裁本庁	18
盛岡地裁本庁	10
秋田地裁本庁	8
青森地裁本庁	36
札幌地裁本庁	74
函館地裁本庁	11
旭川地裁本庁	15
釧路地裁本庁	10
高松地裁本庁	33
徳島地裁本庁	13
高知地裁本庁	21
松山地裁本庁	23
その他	1

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員である。
 3 速報値である。

表2 終局人員

表2-1 罪名別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	その他
総数	2,099	2,053	2	5	39
強盗致傷	523	513	-	-	10
殺人	478	469	-	1	8
現住建造物等放火	184	181	1	-	2
傷害致死	167	165	-	-	2
覚せい剤取締法違反	163	154	-	3	6
(準)強姦致死傷	120	114	-	-	6
(準)強制わいせつ致死傷	104	104	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	67	65	-	1	1
強盗強姦	66	63	-	-	3
麻薬特例法違反 ※注6	48	48	-	-	-
偽造通貨行使	47	47	-	-	-
危険運転致死	27	27	-	-	-
逮捕監禁致死	20	20	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	17	17	-	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法違反	14	14	-	-	-
保護責任者遺棄致死	12	12	-	-	-
通貨偽造	10	9	-	-	1
傷害	8	8	-	-	-
強盗	5	5	-	-	-
(準)強姦	4	4	-	-	-
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-
麻薬及び向精神薬取締法違反	3	3	-	-	-
窃盗	2	1	1	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-
強制わいせつ	1	1	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	1	1	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。

5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

8 速報値である。

表2-2 庁別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	その他 ※注2
総数	2,099	2,053	2	5	39
東京地裁本庁	189	187	-	1	1
東京地裁立川支部	71	64	1	-	6
横浜地裁本庁	89	86	-	-	3
横浜地裁小田原支部	14	13	-	-	1
さいたま地裁本庁	92	92	-	-	-
千葉地裁本庁	199	190	-	1	8
水戸地裁本庁	56	56	-	-	-
宇都宮地裁本庁	31	30	-	-	1
前橋地裁本庁	40	40	-	-	-
静岡地裁本庁	11	11	-	-	-
静岡地裁沼津支部	20	18	-	-	2
静岡地裁浜松支部	11	10	-	1	-
甲府地裁本庁	16	16	-	-	-
長野地裁本庁	17	16	-	-	1
長野地裁松本支部	10	9	-	-	1
新潟地裁本庁	21	21	-	-	-
大阪地裁本庁	174	173	-	1	-
大阪地裁堺支部	52	51	-	-	1
京都地裁本庁	37	36	-	-	1
神戸地裁本庁	60	60	-	-	-
神戸地裁姫路支部	25	25	-	-	-
奈良地裁本庁	15	15	-	-	-
大津地裁本庁	20	20	-	-	-
和歌山地裁本庁	24	23	-	-	1
名古屋地裁本庁	100	99	-	-	1
名古屋地裁岡崎支部	26	26	-	-	-
津地裁本庁	18	18	-	-	-
岐阜地裁本庁	34	33	-	-	1
福井地裁本庁	6	6	-	-	-
金沢地裁本庁	11	11	-	-	-
富山地裁本庁	9	9	-	-	-

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	その他 ※注2
広島地裁本庁	40	40	-	-	-
山口地裁本庁	15	15	-	-	-
岡山地裁本庁	30	30	-	-	-
鳥取地裁本庁	5	5	-	-	-
松江地裁本庁	4	4	-	-	-
福岡地裁本庁	83	80	1	-	2
福岡地裁小倉支部	24	24	-	-	-
佐賀地裁本庁	11	11	-	-	-
長崎地裁本庁	19	18	-	-	1
大分地裁本庁	15	14	-	-	1
熊本地裁本庁	24	24	-	-	-
鹿児島地裁本庁	28	27	-	1	-
宮崎地裁本庁	15	15	-	-	-
那覇地裁本庁	31	31	-	-	-
仙台地裁本庁	37	36	-	-	1
福島地裁本庁	8	8	-	-	-
福島地裁郡山支部	29	28	-	-	1
山形地裁本庁	12	12	-	-	-
盛岡地裁本庁	6	6	-	-	-
秋田地裁本庁	5	5	-	-	-
青森地裁本庁	22	22	-	-	-
札幌地裁本庁	52	51	-	-	1
函館地裁本庁	7	7	-	-	-
旭川地裁本庁	8	8	-	-	-
釧路地裁本庁	6	6	-	-	-
高松地裁本庁	23	23	-	-	-
徳島地裁本庁	10	10	-	-	-
高知地裁本庁	16	15	-	-	1
松山地裁本庁	15	14	-	-	1
その他 ※注3	1	-	-	-	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送等である。
3 庁名の「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員である。
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
5 速報値である。

表3 選任手続の概況

選定された裁判員候補者の総数(a)	177,794
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	66,203
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	96,745
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)	54.4

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員であり，速報値である。

表4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数	
選定された裁判員候補者の総数	177,794 [86.3]	→	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 ※注2	46,775 [22.7]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	131,019 [63.6]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) ※注2	48,433 [23.5]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	66,203 [32.1]			
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d) ※注3)	80.2			

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には，辞退が認められた人のほか，(1)欠格事由，就職禁止事由に該当するとして，呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ，さらに前者には，(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。

3 「裁判員候補者の出席率」とは，選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち，呼出取消しがなされなかった人）のうち，現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお，「選任手続期日に出席を求められた人」には，そもそも呼出状が到達しておらず，現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。

4 [] は，総数を判決人員（2,060人）で除した平均値である。

5 速報値である。

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退により呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退により呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	2,060			
選定された裁判員候補者の総数	177,794			
辞退が認められた裁判員候補者の総数	96,745	46,294	42,310	8,141
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等) ※注2	34,149	32,123	1,907	119
疾病傷害	14,370	8,132	5,498	740
介護養育	9,994	1,621	7,646	727
事業における重要用務	22,955	2,380	16,963	3,612
社会生活上の重要用務	1,946	211	1,332	403
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	1,571	550	975	46
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	1,103	118	837	148
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	731	58	529	144
辞退政令4号(出産等への立会い等)	163	20	132	11
辞退政令5号(遠隔地)	2,114	244	1,838	32
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	7,649	837	4,653	2,159

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)
- 2 「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)」のうち, 制度施行から平成22年までの人数には,
 (1)欠格事由, 就職禁止事由に該当するとして, 呼び出さない措置がされたもの, (2)転居先不明等により
 裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 速報値である。

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	2,060
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	49,336
理由あり不選任(法34条4項)	192
辞退による不選任(法34条7項)	8,141
理由なし不選任(法36条)	8,365
くじ等による不選任(法37条3項)	32,628
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注2	10

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)
- 2 「質問なし不選任」とは, (1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で,
 その順序に従って質問手続を行い, 必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る, い
 わゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるための
 くじを行う方式により, 質問を受けることなく法37条3項の不選任決定がされたものをいう。
- 3 速報値である。

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	1,949
選任された裁判員の数	11,889
選任された補充裁判員の数	4,241

- (注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数である。
 2 裁判員及び補充裁判員の数は、刑事局への個別報告による実人員である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 4 概数である。

表8 職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数

終局件数	職務従事日数					平均職務従事日数
	2日	3日	4日	5日	6日以上	
1,949	23	628	687	294	317	4.4日

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
 2 裁判員が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含まない。
 3 概数である。

表9 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期間										平均公判前整理手続期間
		10日以内	20日以内	1月以内	1月15日以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	6月を超える	
総数	2,056	-	1	5	37	97	323	400	323	234	636	5.4月
自白	1,325	-	1	5	30	85	282	300	221	155	246	4.6月
否認	731	-	-	-	7	12	41	100	102	79	390	6.7月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたものが4人あるため、判決人員は他の表と異なる。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 4 速報値である。

表10 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決人員	開廷回数						平均開廷回数
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	2,060	-	49	947	661	236	167	3.8回
自白	1,328	-	47	785	377	92	27	3.5回
否認	732	-	2	162	284	144	140	4.5回

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 4 速報値である。

表11 審理期間

表11-1 審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）

	判決人員	審理期間							平均審理期間
		3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を超える	
総数	2,060	9	123	293	354	763	317	201	8.2月
自白	1,328	9	108	243	268	500	152	48	7.2月
否認	732	-	15	50	86	263	165	153	10.0月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 3 速報値である。

表11-2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布（自白否認別）

	判決人員	実審理期間								
		2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	1月以内	6月以内	6月を超える
総数	2,060	39	694	538	183	462	92	9	11	32
自白	1,328	38	614	377	78	179	10	2	7	23
否認	732	1	80	161	105	283	82	7	4	9

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 実審理期間が1月を超える枠内の43人は、区分審理を行ったもの及び裁判員裁判対象事件以外の事件について第1回公判を開いた後、裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものなどである。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 4 速報値である。

表12 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決人員	評議時間						平均評議時間
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	720分を超える	
総数	2,060	129	443	584	398	214	292	514.6分
自白	1,328	117	352	436	247	106	70	442.7分
否認	732	12	91	148	151	108	222	645.1分

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 4 速報値である。

表13 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分別																控訴人員	控訴率(%)	
		有罪														罰金	無罪			その他
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役															
					3年以下			3年以上												
30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	執行猶予	うち 保護観察											
総数	2,099	2,055	5	43	15	37	83	214	415	437	366	113	326	186	1	5	39	668	32.4	
強盗致傷	523	513	-	-	-	1	5	24	110	153	131	19	70	53	-	-	10	154	30.0	
殺人	478	469	2	13	5	17	57	83	59	69	57	24	83	38	-	1	8	153	32.6	
現住建造物等放火	184	182	-	-	-	-	2	5	9	27	49	27	63	39	-	-	2	40	22.0	
傷害致死	167	165	-	-	-	-	-	16	48	47	28	8	18	5	-	-	2	52	31.5	
覚せい剤取締法違反	163	154	-	-	-	-	2	26	81	39	3	3	-	-	-	3	6	79	50.3	
(準)強姦致死傷	120	114	-	-	1	2	5	13	34	37	18	1	3	1	-	-	6	43	37.7	
(準)強制わいせつ致死傷	104	104	-	-	-	-	-	1	6	12	30	13	42	30	-	-	-	20	19.2	
強盗致死(強盗殺人)	67	65	3	27	5	10	5	7	6	2	-	-	-	-	-	1	1	43	65.2	
強盗強姦	66	63	-	2	4	4	6	20	21	5	1	-	-	-	-	-	3	26	41.3	
麻薬特例法違反 ※7	48	48	-	-	-	-	-	6	13	20	8	1	-	-	-	-	-	13	27.1	
偽造通貨行使	47	47	-	-	-	-	-	-	-	1	13	3	30	9	-	-	-	2	4.3	
危険運転致死	27	27	-	-	-	1	-	2	9	9	2	4	-	-	-	-	-	11	40.7	
逮捕監禁致死	20	20	-	-	-	-	-	2	5	3	7	1	2	-	-	-	-	10	50.0	
集団(準)強姦致死傷	17	17	-	1	-	2	-	2	6	2	-	1	3	3	-	-	-	7	41.2	
銃砲刀剣類所持等取締法違反	14	14	-	-	-	-	-	2	2	6	4	-	-	-	-	-	-	3	21.4	
保護責任者遺棄致死	12	12	-	-	-	-	-	1	3	-	2	2	4	3	-	-	-	3	25.0	
通貨偽造	10	9	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	2	1	-	-	1	2	22.2	
傷害	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	5	1	2	1	-	-	-	1	12.5	
強盗	5	5	-	-	-	-	-	1	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
(準)強姦	4	4	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	25.0	
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	50.0	
麻薬及び向精神薬取締法違反	3	3	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	66.7	
窃盗	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	50.0	
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	
自殺関与及び同意殺人	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの）を、それぞれ計上した。
5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
6 禁錮刑の終局人員はない。
7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
8 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
9 速報値である。